

[事案 2019-220] 解約無効請求

・令和2年8月19日 裁定打切り

<事案の概要>

無断で第三者により契約者貸付および解約の請求がなされたことを理由に、解約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成14年9月に契約し、平成28年4月、同年7月、同年8月に3回の契約者貸付を行った後、平成30年6月に解約となった終身保険について、以下の理由により、解約を無効とし、貸付金および解約返戻金を支払ってほしい。

- (1) 契約者貸付および解約請求は、第三者が、担当者に連絡を取って書類を取り寄せた上で、自分に無断で勝手に行ったものである。
- (2) 保険会社は、上記(1)の手続の際に、契約者である自分の意思を確認しなければならないが、意思確認を行わなかった。
- (3) 担当者には自分の携帯電話番号を教えていたのだから、直接連絡を取り、意思を確認することは容易であった。また、手続きの際に提出された請求書に記載された自分の氏名は、自分の文字と異なることは明らかであり、請求書を見れば、保険会社は、自分の自署でないことを容易に判別できた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人配偶者の依頼により、申立人の届出住所に、契約者貸付および解約請求の書類を送付し、配偶者から書類を受領し、申立人名義の口座に貸付金および解約返戻金を振り込んだものであり、その支払いについては、申立人の了解を得ていた。
- (2) 仮に申立人の了解を得ていなかったとしても、各種事情からすれば、申立人は配偶者に対し、契約者貸付および解約請求について、手続や署名の代行権限を与えていたものであり、契約者貸付および解約は有効である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、解約時の状況等を把握するため、申立人および担当者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、本件については、裁判手続において事実関係を確認すべきであると判断し、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 申立人が、通帳、印鑑、家計の管理等を配偶者に任せていたことや、貸付金および解約金の振込口座が申立人名義であること等からすれば、配偶者が申立人の指示ないし承諾の下で本契約者貸付や本解約請求の全部または一部を行った可能性があることを否定することができない。
- (2) 本契約者貸付や本解約請求時、保険会社が必要な注意を払ったか否かを検討するためには、請求にかかる担当者と配偶者のやり取りのほか、本契約にかかる従前のやり取り、預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書や、契約内容変更請求の提出にかかる経緯が明らかに

される必要がある。

- (3) 上記の点を明らかにするためには、申立人配偶者を証人として呼び出した上で、厳格な証拠調べ手続によって判断することが必要不可欠であるが、裁定審査会には、裁判所におけるような厳格な証拠調べ手続は設けられていない。